

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第2部 病院会計制度概論

第7章 貸借対照表の内容 3 純資産の部

7-1-3 病院会計準則での取り扱い

病院会計準則においては、「資本」ではなく、「純資産」と表示することを求めている。

純資産と表示することについて、以下の理由が考えられる。

- ①病院が非営利性を追求していること。
- ②病院が施設という会計単位で存在していること。

【病院会計原則】

第3章 貸借対照表原則

第19 貸借対照表科目の分類

4. 純資産

純資産は、資産と負債の差額として病院が有する正味財産である。純資産には、損益計算書との関係を明らかにするため、当期純利益又は当期純損失の金額を記載するものとする。

貸借対照表原則注解

(注9) 純資産の意義と分類について
非営利を前提とする病院施設の会計においては、資産、負債差額を資本としてではなく、純資産と定義することが適切である。
資産と負債の差額である純資産は、損益計算の結果以外の原因でも増減する。病院は施設会計であるため貸借対照表における純資産の分類は、開設主体の会計の基準、課税上の位置づけによって異なることになり、統一的な取り扱いをすることはできない。したがって、開設主体の会計基準の適用にあたっては、必要に応じて勘定科目を分類整理することになる。ただし、当期純利益又は当期純損失を内書し損益計算書とのつながりを明示しなければならない。

病院会計準則が定める貸借対照表の「純資産の部」の様式例は次の通りである。

純資産の部の様式例

(純資産の部)	
I 純資産額 (うち、当期純利益又は当期純損失)	××× (×××)
純資産合計	×××
負債及び純資産合計	×××

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

介護事業所の感染対策

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。今般、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き(第1版)」等を厚生労働省が作成しました。介護職員の方においては、日常のケアを行う上での必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能です。以下にその目次の概要を記します。

□目次(抜粋)

- ・感染対策の基礎知識(利用者の健康管理など)
- ・介護、看護ケアと感染対策
- ・関係法令(感染症法、介護保険法)
- ・感染管理の体制づくり(管理者/職員などの役割、マニュアル、研修、施設の衛生管理、感染対策委員会等)
- ・職員の健康管理(日頃の健康管理、感染症流行時)
- ・感染症発生時の対応
 - ⇒発生状況の把握と対応
 - ⇒感染拡大の防止
 - ⇒行政への報告
 - ⇒関係機関との連携
- ・新型コロナウイルス感染症について
 - ⇒介護サービスにおける新型コロナウイルス感染症対策
 - ⇒新型コロナウイルス感染症の発生時に向けた備え
- ・感染症各論

手引書

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

□介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

- ・都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な費用を補助する
- ・多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する